

火災が増えて
います!

お宅の住宅用火災警報器は鳴りますか?



本市では、平成20年6月から全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ住宅用火災警報器を設置していないご家庭は、大切な命や家財を守るため、必ず設置しましょう。「いざ」というときに正しく作動するためにも、日ごろから定期的に点検することが大切です。この特集のお問い合わせは、予防課 459-7803へ

3月1日～7日は春季全国火災予防運動期間

『守りたい 未来があるから 火の用心』

(2024年度全国統一防火標語)

火災を未然に防ごう

昨年の市内での火災発生件数は49件で前年の45件から4件増加しています。火災種別では、建物火災が前年の26件から2件減少し24件となりましたが、依然として火災種別の中で占める割合が49%と最も高く、一人が亡くなっています。建物火災の出火原因の多くは「たばこの不始末」や「電気機器からの出火」となっており毎年火災原因の上位を占めています。

火災を未然に防ぐためには、たばこの吸い殻を適切に処理する、コンセントは清潔にする、コンロから離れるときは料理中でも火を消す、放火されやすい物は屋外に置かないなど、日頃から身の回りに潜む火災発生の原因となる危険を取り除きましょう。また、地震による火災の過半数は電気が原因です。地震が原因の電気火災対策には「感震ブレーカー」が効果的です。

■過去3年の火災種別と発生件数

火災種別	4年	5年	6年
建物火災	20	26	24
車両火災	1	2	2
その他の火災	16	17	23
合計	37	45	49

住宅用火災警報器の必要性

5年の調査では住宅火災によって全国で約1,000人の人が亡くなっています。その中の約半数が、火災に気付くのが遅れたため、避難が間に合わなかったという「逃げ遅れ」によるものです。高齢者



(65歳以上)の割合も年々増加しており、昨年はおよそ4人に3人が高齢者となっています。火災を早期に発見し、速やかな避難ができるよう、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。また、定期的に点検をして、火災から自分自身や、家族の命を守りましょう。

なお、6年6月1日時点での八千代市の設置率は74%で、千葉県平均の79%を下回っている状況です。

交換時期を知っていますか?

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上経過しています。初期に設置された住宅用火災警報器は、見た目に異常がなくても、電子部品の寿命や電池切れなど消耗・劣化により火災を感知しなくなる可能性があります。本体の寿命は10年が目安ですので、設置から10年を過ぎたものは交換をお勧めします。



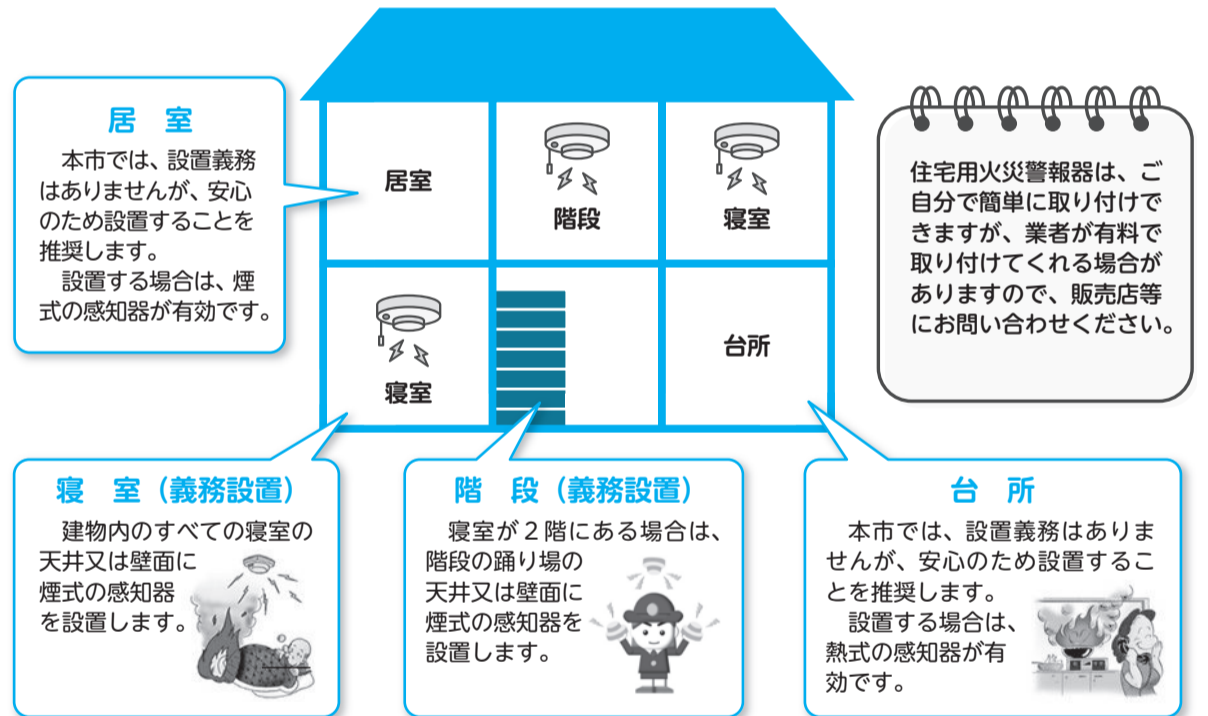
定期的に点検をしましょう

住宅用火災警報器を点検しないと、不具合に気が付かず「いざ」というとき、火災の発見が遅れて被害が広がるおそれがあります。住宅用火災警報器が正しく作動するように、必ず定期的(月1回程度)に点検しましょう。点検方法は、機種によって、ボタンを押すものと、ひもを引くものがありますので、取扱説明書を十分に確認してください。



住宅用火災警報器の設置場所について、本市では下図のとおり、寝室と階段に設置が義務付けられています。

国の定める技術上の規格に適合する製品には、合格の表示がされています。購入の際には日本消防検定協会の検定に合格した適合品を設置してください。



紙類は排出ルールを守ってなるべく資源物で出しましょう

新聞紙、雑誌類、ダンボール、雑がみ、紙パックは、それぞれ種類ごとに分けてひもで十字に縛って出してください。ダンボールや雑がみが箱状の場合は、畳んでからひもで縛ってください。間違った出し方をすると回収されないことがあります。ごみの減量のために紙類はなるべく資源物として出してください。ご協力をお願いします。

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル(ファクス兼用)
やちよし ゴミゼロ
0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)
483-4506
月～金曜日9時～16時30分
(祝日・年末年始を除く)

3月の資源物・ごみ収集日	ユメ	該当地域	指定袋使用		資源物		ユメ	該当地域	指定袋使用		資源物		◆お問い合わせは、クリーン推進課 421-6768 または清掃センター 483-4521 483-1011へ
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック	
1		大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線東側) 高津(県道幕張八千代線東側)	4日(第1火) 18日(第3火)		木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、東葉高速線北側の大和田新田(477・507・510・511番台)、ゆりのき台1・2丁目	6日(第1木) 休み(第3木)		木	土	月・水・金
2		八千代台北	11日(第2火) 25日(第4火)	月・水・金			10	高津(県道幕張八千代線西側)、高津東 大和田新田(100・200番台の成田街道南側で 県道幕張八千代線西側)	13日(第2木) 27日(第4木)	月・水・金	火	土	
3		八千代台西、八千代台南	4日(第1火) 18日(第3火)				11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	6日(第1木) 休み(第3木)				
4		八千代台東	11日(第2火) 25日(第4火)				12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道 北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、 緑が丘西(東葉高速線南側)	13日(第2木) 27日(第4木)				
5		上高野	5日(第1水) 19日(第3水)	火・木・土	金	月	13	勝田台	7日(第1金) 21日(第3金)	火・木・土	水	月	
6		村上団地、村上881～885番台	12日(第2水) 26日(第4水)				14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3～8丁目、 萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	14日(第2金) 28日(第4金)				
7		村上(881～885番台を除く新川東側)、下市場、 村上南、勝田台北	5日(第1水) 19日(第3水)	20日は休み			15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田 (477・507・510・511番台を除く東葉高速線北側)、吉橋、 尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	7日(第1金) 21日(第3金)	20日は休み			
8		神野、保品、下高野、米本、米本団地、 堀の内	12日(第2水) 26日(第4水)				16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、 島田、桑橋、桑納、大学町	14日(第2金) 28日(第4金)				